

財務省第7入札等監視委員会 平成21年度第1回定例会議審議概要

開催日及び場所	平成21年10月2日（金） 金沢国税局大会議室	
委 員	委員長 西村 茂（金沢大学法学部 教授） 委員 尾島 茂樹（金沢大学大学院法務研究科 教授） 委員 中村 明子（松本洋武法律事務所 弁護士）	
審議対象期間	平成21年4月1日（水）～平成21年6月30日（火）	
契約の現状の説明	平成21年4月～6月の契約実績	
抽出委員の選出	委員の互選により中村委員を次回抽出委員に選出。	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	2件	契約件名：平和宿舎A8号棟解体工事 契約相手方：有限会社大山商店 契約金額：4,935,000円 契約締結日：平成21年5月19日 担当部局：北陸財務局
随意契約(公共工事)	1件	
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名：金沢国税局地下倉庫移動書架等撤去及び設置工事 契約相手方：株式会社前川工務店 契約金額：12,390,000円 契約締結日：平成21年6月1日 担当部局：金沢国税局
随意契約(物品役務等)	1件	
応札(応募)業者数1者関連	1件	競争入札(物品役務等)の「自動車用ガソリン等一式の調達」事案に同じ
委員による意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他	平成20年度4回の定例会議で質問された点について回答。	

意見・質問	回答
<p>【契約一覧表の説明】（前回の質問） 平成20年度の契約実績の状況について、「随意契約が減って、一般競争入札など競争性のある契約方式に移行している」ことは理解したが、落札率が下がるなどコスト面での効果は確認されているか。</p>	<p>仕様が同一で、材料等の価格に変動がない契約においては、コストが削減され経済効果があったと考えられる。 ただし、随意契約から一般競争入札に移行したが1者応札・応募となった契約について、経済効果が認められないものもある。</p>
<p>【案件 1】 「平和宿舎A8号棟解体工事」 契約相手方：有限会社大山商店 契約金額：4,935,000円 契約締結日：平成21年5月19日 担当部局：北陸財務局</p> <p>入札金額に大きな違いがあるが、どのような理由があるのか。</p>	<p>入札金額の違いは、入札参加業者が解体処分専門業者であるか否か、廃材処分場を保有しているか否か、また、解体に係る機材を保有しているか否か、の理由であると考えられる。</p>
<p>【案件 2】 「金沢国税局地下倉庫移動書架等撤去及び設置工事」 契約相手方：株式会社前川工務店 契約金額：12,390,000円 契約締結日：平成21年6月1日 担当部局：金沢国税局</p> <p>これまでに、低価格調査をした結果、契約を締結しない場合はあるか。</p> <p>予定価格が高いのではないか。</p> <p>予定価格との開きは、全体的又は部分的な廉価なのか。</p>	<p>入札金額の積算誤り等を理由に業者自ら入札を辞退したケースはあったが、当局から契約内容に適合した履行がされないおそれがあるとして、当該業者を落札者とせず、契約しなかったケースはない。</p> <p>予定価格は、予算決算及び会計令第80条に基づき、適正に積算したところであり、今回は、企業努力だと考える。</p> <p>予定価格と比較して諸経費部分が、廉価であったと認識している。</p>

意見・質問	回答
<p>【案件 3】 「平成21年度国有財産管理業務委託」</p> <p>契約相手方：有限会社芙蓉クリーンサービス 契約単価：28.35円ほか(予定調達総額7,767,900円) 契約締結日：平成21年4月10日 担当部局：北陸財務局</p> <p>競争参加資格において、他の事案では等級格付を基本としているなか、本件は、「経営状況が健全であること」や「責任体制が明確であること」をあえて要件としている理由は何か。</p> <p>「明確な責任体制」と抽象的であるが、具体的にどのような基準があるのか。業者からの申告だけを信じることになるのか、あるいは客観的なものを提出してもらっているのか。</p> <p>今回の業者は実績から判断して、ヒアリングを実施していないということであるが、今後、初めて入札に参加する業者があれば、場合によってヒアリング等を行うということか。</p>	<p>過去に明確な責任体制が確立されていなかったことにより、当方からの業務指図の際に連絡がつかないなど業務に支障が生じたことがあったことから、前もって責任体制を明らかにするために明示したものである。</p> <p>「明確な責任体制の確立に係る確認書」を提出させ、書類により確認を行っている。 今回の入札参加業者は、実績のある業者であり、特にヒアリング等は行っていない。</p> <p>そのとおりである。</p>
<p>【案件 4】 「自動車用ガソリン等一式の調達」</p> <p>契約相手方：オート・マネージメント・サービス株式会社 契約単価：108円ほか(予定調達総額17,319,600円) 契約締結日：平成21年4月1日 担当部局：金沢国税局</p> <p>本件は、応札業者1者であったが、今後、入札参加業者が増加する見込みはあるのか。</p> <p>他の国税局でも、同様の調達を実施しているのか。</p> <p>調達方法を変更したことによるメリットはあるのか。 また、どの程度のコスト削減となったのか。</p> <p>国税局で一括契約を実施することにより、地元企業の排除にはならないか。</p>	<p>入札可能と思われる複数の業者を把握しているので、今後、調達内容等を検討していくと考えている。</p> <p>一部の国税局においても、同様の調達を実施していると認識している。</p> <p>当初契約及び価格変動に伴う変更契約に係る事務量は、大幅に減少した。 また、コスト面については、価格変動等があるため、一概に比較は難しい。</p> <p>当局管内に業務を受注できる業者はいないが、管内に所在する給油業者の多くが本件契約先の加盟店となっていることから、結果として排除にはなっていないと考える。</p>